

## 預金保険法の一部を改正する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二九号)

### 一、提案理由(平成一六年三月三十一日・衆議院財務金融委員会)

竹中国務大臣 　ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、預金保険法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第二百条第一号措置においては、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされております。

こうした中で、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第二百条第一号措置の必要性の認定を受けた金融機関への銀行持ち株会社等を通じた間接的な資本増強を可能とする等所要の措置を講ずることを目的として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、預金保険法第二百条第一号措置について、銀行持ち株会社等を通じて、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関への間接的な資本増強を行うことを可能とし、その際、当該金融機関に対し直接資本増強した場合と同様の効果を及ぼすこととなるよう、銀行持ち株会社等は、みずからが受けた資本増強と同額以上の資本増強を子会社である当該金融機関に対し行わなければならないこととすること等所要の措置を講ずることとしております。

第二に、預金保険法第二百条第一号措置において金融機関等が発行する株式の総数の増加並びに当該金融機関等が発行する議決権制限株式及び優先出資について、商法等の規定の特例を設けることとしております。

第三に、経営健全化計画の適切な履行を確保する観点から、預金保険法第二百条第一号措置により株式等の引き受け等が行われた金融機関等が株式交換及び合併等を行う場合について認可を受けなければならないこととすること等所要の措置を講じるとともに、優先株式等の引き受け等に係る資金援助についても同様の趣旨の規定の整備を行うこととしております。

以上が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成一六年四月二三日)

田野瀬良太郎君 　ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

最後に、内閣提出の預金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、金融危機への円滑な対応を確保するため、預金保険法第百二条第一号措置について、銀行持ち株会社等を通じた資本増強を可能とすることといたしております。

各案は、去る三月十一日当委員会に付託され、同月三十一日竹中国務大臣及び提出者五十嵐文彦君から提案理由の説明を聴取した後、四月九日より質疑に入り、同月二十日にはいわゆる地方公聴会の開催及び参考人の意見を聴取した上、翌二十一日には小泉内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重な審査を進め、同日質疑を終局いたしました。

次いで、本日、金融再生委員会設置法案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案及び金融再生委員会設置法案は、それぞれ否決され、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長中間報告（平成一六年六月一四日）

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平一六法一二八）の委員長中間報告と一括して掲載）